

■第 437 回食品安全委員会

日時:平成 24 年 6 月 28 日(木) 14:00~15:22

傍聴者:11 名

議事概要:

(1) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 1 品目
テブフロキン

・厚生労働省及び廣瀬委員から説明。
・本件については、農薬専門調査会において審議することとなった。

2) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について

【遺伝子組換え食品等】

[1] 「チョウ目害虫抵抗性ワタ G0T67B 系統」に係る食品健康影響評価について

[2] 「チョウ目害虫抵抗性ワタ G0T102 系統」に係る食品健康影響評価について

・本 2 件については、「『遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方』に基づき評価した結果、改めて『遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準』に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(農林水産省)へ通知することとなった。

* [1]、[2] チョウ目害虫に対し抵抗性を持つワタです。

[3] 「除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ DP-356043-5」に係る食品健康影響評価について

・『遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

* 除草剤であるグリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤に対し耐性を持つダイズです。

(3) 企画等専門調査会における審議結果について

・平成 23 年度食品安全委員会運営計画のフォローアップについて(報告)

・平成 23 年度食品安全委員会運営状況報告書について

・担当委員の小泉委員長及び事務局から説明。

・「平成 23 年度食品安全委員会運営計画のフォローアップ」について了承され、「平成 23 年度食品安全委員会運営状況報告書」について決定された。

(4) 微生物・ウイルス関係ハザードに係るファクトシートの作成について(報告)

・ブルセラ症

・事務局から報告

・これまでに作成したファクトシートと同様に、委員会のホームページで公表することとし、今後、新たな科学的知見や情報があった場合には、随時、ファクトシートの内容を更新することとされた。

(5) 食品安全関係情報(6 月 2 日~6 月 15 日収集分)について

・事務局から報告

(6) 平成 16 年度「自ら評価」案件の取扱いについて

・担当委員の熊谷委員から説明。

・平成 16 年度に「自ら評価」案件として採択された「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」については、自ら評価案件として終了することとなった。

・なお、今後、本件について、事務局において、食品健康影響評価を行うために必要な新たな科学的知見が得られたと考える場合には、企画等専門調査会に報告するなど必要な手続きを取ることとされた。

(7) 食品安全委員会委員としてのこの3年間を振り返って

・熊谷委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、村田委員、小泉委員長から、3年間の活動を振り返っての発言があった。